

川崎市土地開発公社事業資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市土地開発公社事業資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項及び第3項に定める繰上償還に関し、必要な事項を定めるものとする。

(繰上償還)

第2条 川崎市土地開発公社（以下「公社」という。）は、要綱第2条に定める貸付対象となる土地が譲渡処分された場合には、貸付金を繰上償還するものとする。

2 繰上償還は、貸付対象毎の貸付額を償還するものとする。

3 公社は、繰上償還する場合には、貸付の対象となる土地が譲渡処分された翌年度の5月末日までに行うものとする。

4 公社は、繰上償還をする場合には、市に繰上償還申出書（第1号様式）を提出し、市はそれに基づき繰上償還通知書（第2号様式）により公社に通知するものとする。

5 公社は、繰上償還する場合に、貸付相当額を市に返済するものとする。

附 則

この要領は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和元年5月1日から施行する。